

昨年末の税制議論は、国民民主党の主張する103万円の壁問題に集中した。国民民主党の178万円への引上げの主張に対し、所得税の基礎控除と給与所得控除をそれぞれ10万円引き上げ123万円にすること、特定扶養控除の年収要件を103万円から150万円に引き上げることなどが決まった。高所得者ほど恩恵が大きい基礎控除の引上げを最小限にとどめ、国と地方あわせた減税規模を7,000億円弱に抑えて恒久財源を大きく失うことを防いだ。インフレや就労調整の問題への対応もできており、今後国会審議の過程でさらなる見直しの可能性が残るものの、評価できる内容だ。

一方課題も残った。久々に所得税制の見直しを行うという機会だったので、中間層が二極化し格差が拡大する中で、公平な税制の構築、応能負担という観点から大きな議論を行う必要があった。具体的には、金融所得の多く帰属する高所得者に有利な税制である「1億円の壁」問題への対応、

40年間にわたり法人税減税を行ってきたにもかかわらず賃上げや設備投資に消極的で内部留保をため込む法人行動の検証、さらにはG20リオ会合で問題提起された資産課税強化への対応などの課題があったが、いずれも議論にさえならなかった。また退職金税制など時代遅れになった税制の見直しも行うべきだった。103万円の壁問題への対応にエネルギーをそがれた結果というべきだろう。

「壁」の問題は社会保険料に波及した。106万円（従業員51人以上の事業所）、さらには130万円の壁の問題がクローズアップされた。こちらは税制と異なり手取りが減る「逆転現象」が生じるので、就労調整のインセンティブは高い。この問題は、第3号被保険者（会社員や公務員に扶養される者）という制度をどう考えるかと

いうことで、税制以上に利害が複雑に絡み合う解決の難しい問題だ。

自ら保険料を払わなくても国民年金（基礎年金）が受け取れるという第3号被保険者制度の趣旨は、「世帯の1人当たり賃金と同じならば、1人当たりの保険料も年金額も同じ」という年金制度を達成するためで、その観点からは公平ともいえる。しかし共稼ぎが主流の時代になると、女性の社会進出を妨げる時代遅れの制度と批判されてきた。連合が、10年程度の期間を設けて第3号被保険者を段階的に第1号被保険者にシフトさせ段階的に廃止する提言をした一方、政府は当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」としてキャリアアップ助成金制度の創設などで抜本的な改革を先送りし、見直しに消極的な対応をしている。

筆者の考えは以下のとおりだ。まずは企業規模要件の廃止や個人事業所も適用事業所とするなど被用者保険のさらなる適用拡大を行う年金改革法を成立させ、

第3号被保険者の対象者（700万人弱）を大幅に縮小する。合わせて、壁を越えて働き社会保険制度に加入することが生涯ベースで考えると本人にとって得になることを政府広報として周知する。

次に、第3号被保険者制度の廃止を含む抜本的な年金改革の議論を先送りせず始める。その際には、税も社会保険料も国民にとっては強制的な負担なので、一体的に設計することが必要だ。双方とも壁の問題だけでなく、負担の公平性（資産所得も含めた応能負担の問題）や逆進性などの課題を抱えている。負担が過重になる低所得者には、英国のユニバーサルクレジットを参考にしつつ給付を効率的に組み合わせる。大きなビジョンを描いた上で、与野党も参加する形での議論を望みたい。

連載

第

215

回

103万円の次は社会保険料の壁、
大きなビジョンで議論を

税制之理

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹